

船舶事故調査報告書

令和元年5月22日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗組員負傷
発生日時	平成30年8月8日 03時30分ごろ
発生場所	愛媛県宇和島市日振島南方沖 日振島灯台から真方位194° 1.9海里付近 (概位 北緯33°08.4′ 東経132°15.4′)
事故の概要	漁船第三十六生宝丸は、操業中、船長が負傷した。
事故調査の経過	平成30年8月30日、主管調査官（広島事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	漁船 第三十六生宝丸、4.9トン
船舶番号、船舶所有者等	E H 3 - 7 2 6 3 5 (漁船登録番号)、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、二級小型・特殊・特定
負傷者	重傷 1人(船長)
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風 なし、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 高潮時、潮流 微弱な北流
事故の経過	本船は、船長ほか5人が乗り組み、僚船3隻と共に船団を構成し、いわし巻き網漁の操業中、右舷側のサイドローラ（以下「本件ローラ」という。）を回転させながら、本船の乗組員全員で揚網作業を行っていたところ、船長が、右腕を巻き網と本件ローラとの間に巻き込まれ、右上腕切断と診断された。 本船の乗組員は、全員がウエストベルト式の自動膨脹式救命胴衣を着用していた。
分析	本船は揚網作業中、船長が本件ローラと巻き網との間に右腕を巻き込まれて負傷したものと考えられるが、船長から十分な情報が得られなかったため、船長が負傷に至った状況を明らかにすることはできなかった。
原因	本事故は、夜間、本船が揚網作業中、船長が本件ローラと巻き網との間に右腕を巻き込まれたことにより発生したものと考えられる。